

(平成 21 年第 1 回北海道市町村職員退職手当組合議会定例会：報告書)

日 時 平成 21 年 1 月 28 日 午後 1 時 30 分
場 所 北海道自治会館 6 階 特別会議室

- 日程第 1 補欠選挙により当選した議員の議席の指定
 - 15 番 宮本憲幸初山別村長
 - 29 番 小林 実中標津町長
 - 22 番 篠原 功洞爺町議長
 - 8 番 山本 豊今金町議長
- // 第 2 会議録署名議員の指名
- // 第 3 会期の決定 本日一日(1 月 28 日)
- // 第 4 報告第 1 号 議員の辞職の許可
- // 第 5 報告第 2 号 例月出納検査結果報告について
- // 第 6 報告第 3 号 定期監査の結果報告について
- // 第 7 一般質問 28 番 南谷 健(厚岸町議長)
 - ①一般会計 2 款財産収入の運用方法について
 - ②特別職の退職手当制度について
- // 第 8 議案第 1 号 市町村負担金等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 給料の独自削減を行っている組合市町村で、退職時に給料月額を復元することとしている場合は、独自削減前の給料月額で負担金を徴収することとしました。
 - 組合市町村が退職手当債を発行できるよう、事前納付金・追加負担金の清算を手当債発行年度にすることができるようになりました。
- // 第 9 議案第 2 号 退職手当条例の一部を改正する条例制定について
 - 市町村長 1 年あたり支給率 百分の 466 (改正前 483)
 - 副市町村長 // 百分の 294 (改正前 305)
 - 教育長 // 百分の 258 (改正前 267)
- // 第 10 議案第 3 号 組合職員共済住宅条例及び組合職員住宅建設資金利子補給条例を廃止する条例制定について
- // 第 11 議案第 4 号 平成 20 年度一般会計補正予算(第 1 号)
 - 基金運用益が当初想定額を下回る見込みであり、積立金・総務費・予備費で減額補正をし、一般職員の減少により普通負担金・事前納付金が予算額を下回る見込みとなったこと等から不足する財源を基金繰入するもので、歳入歳出それぞれ 2,750 万 6 千円を減額し総額を 350 億 3,340 万 9 千円としました。
- // 第 12 議案第 5 号 平成 21 年度市町村負担金の負担率について
 - 一般職については「第 2 次一般職負担率改定計画」(平成 18 年 1 月議会決定)にそって千分の 20 を上げ千分の 190 とし、特別職については、退職手当支給率を下げるとの条例改正により、千分の 10 の引上げを止め前年同率(1 千分の 320)としました。
- // 第 13 議案第 6 号 平成 21 年度一般会計予算
 - 歳入歳出予算総額をそれぞれ 358 億 3,883 万 1 千円としました。(資料別添)
- // 第 14 同意案第 1 号 運営委員会委員の選任について
 - 逢見輝続古平町議長の選任について同意しました。

- 別添資料 ①谷川組合長挨拶 ②平成 21 年度一般会計予算 ③出納状況調(執行状況)
④給付業務の進捗状況 ⑤退職手当支給状況調 ⑥資金収支の状況

以上報告いたします。

北海道市町村職員退職手当組合議会議員

福島町議会議長 溝 部 幸 基

【別添 ①】

(平成 21 年 第 1 回北海道市町村職員退職手当組合議会定例会 谷川組合長挨拶)

と き 平成 21 年 1 月 28 日(水) 午後 1 時 30 分

ところ 北海道自治会館 6 階 特別会議室

本日、ここに平成 21 年第 1 回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、新年何かとご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

まず、輝かしい新春を議員の皆様と共につつがなくお迎えできましたことを、心からお慶び申し上げる次第であります。

さて、地方を取り巻く現下の環境は、過疎化・少子高齢化の進行などといった困難な問題に加え、昨年 9 月以降の世界経済の急激な悪化が、国内の地域経済をも直撃し、今後の市民生活や企業活動に大きな影響を与えつつあり、その結果、地方自治体においては財政環境の更なる悪化は避けられず、従来にも増して一段と困難な行財政運営を強いられるのであります。このような状況の中にあつて、皆様方にはこれらの困難を乗り越えつつ、活力と魅力ある地域づくりに向けて懸命なるご努力を続けておられることに対し、心から敬意を表したいと存じます。

本組合におきましても、日々公務に邁進される組合市町村職員の皆様が、安心して生涯職務に専念できるための退職手当制度を迫及する重大な責務を肝に銘じ、職員一同と共に決意を新たに、組合運営に万全を期してまいる所存であります。皆様方には、本組合の議員として、何卒一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以下、本日の定例会にご提案いたします案件につきましては、先に皆様方に送付いたしました会議案にてご承知いただいているものと存じますが、恒例により当組合の現況報告と共に、提出議案の概要について申し述べ、ご審議に際しての参考に供したいと存じます。

まず、組合の現況についてであります。

平成 20 年度の予算執行などの状況につきましては、皆様のお手元に監査委員からの出納検査調書によるご報告がございますので、詳細な説明は省かせていただきますが、本年度も残すところ第 4 四半期のみとなった 12 月末における予算の執行率は、予算総額のうち、歳入において 59.0%、歳出では 12.9%となつてそれぞれ順調に経過しており、収支差引で 161 億 4,800 万円余りの残高を有して、退職者への給付業務に支障を来たすことなく推移いたしております。

次に、同じく 12 月末における退職者への給付業務につきましては、昨年同期と比べ退職者数で 81.0%、退職手当額で 67.1%という状況で順調に推移いたしております。なお、12 月の退職者分

につきましては1月以降の支払いとなるため、例年と同様にこの数値には含まれておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。また、これらの詳細につきましては、後ほどお手元の出納検査調書をお目通しいただきたいと存じます。

続いて、今定例会における提出議案の概要についてご説明いたしますが、今回ご提案いたしますのは、報告案3件、条例改正案2件と廃止案1件、補正予算案1件、単行議決案1件、新年度予算案1件及び人事案1件の計10件であります。

まず、3件の報告案件であります。これは組合議会閉会中における議員の辞職の許可に伴う報告と、例月出納検査結果及び定期監査結果に関する監査委員からの報告であります。

次に条例改正案であります。その1は、市町村負担金等に関する条例の一部改正であります。

まず、普通負担金納付額の算定に当たり、基礎となる給料月額を独自削減を実施している場合にあって、退職時の給料復元規定を設けている場合には、負担金の算定基礎は削減前の給料月額とすること、更に、現行の事前納付金制度の例外規定として、市町村が希望する場合には、単年度での追加負担金清算を可能とすること、これら2点について改正を行うもので、いずれも先の運営委員会においてご協議を頂いた内容となっております。

次に、条例改正案のその2は、退職手当条例の一部改正であります。

昨年1月の議会において、特別職の退職手当額が適正な水準であるか検討を要するとの意見が出されたことを受け、その後の運営委員会において、他府県組合の支給率を比較調査するなど、検討を重ねた結果、当組合の支給率を全国平均の水準まで下げるとの結論を得たことから、所要の改正を行うものであります。

次に、組合職員共済住宅条例及び組合職員住宅建設資金利子補給条例を廃止する条例の制定についてであります。

今回廃止する条例は共に組合職員の福利厚生を目的として、それぞれ昭和43年と50年に制定されておりますが、当時とは社会情勢等も大きく変化をしており、現状になじまないものとなりつつありますので、今回、これら条例を廃止することとし、そのための条例を制定するものであります。

続いて、平成20年度一般会計補正予算案についてであります。

補正の内容とその額の詳細につきましては、ご提案の際にご説明いたしますが、その概略を申し上げますと、まず歳出では、基金運用益が当初の想定額を下回る見込みであることから、その減収想定分を積立金から減額し、その他、総務費、予備費において所要の減額補正を行っております。

一方、歳入においては、負担金収入額のうち、主に普通負担金と事前納付金について、職員数の減少などによって原計予算額を下回る見込みとなったことから、その相当額について減額すると共に、財産収入、繰越金、諸収入において所要の増減補正を行い、さらに今回の補正に要する不足財源を基金繰入金に求めることとして補正を行った結果、歳入歳出総額を350億3,340万円に定めようとするものであります。

次に、平成21年度市町村負担金の負担率についてであります。

組合運営の根幹を成す、この負担率につきましては、平成 20 年 1 月議会において数理専門機関に委託した財政診断を基に作成された「第 2 次一般職負担率改定計画の再見直し」によりご協議を賜り、その結果、平成 20 年度負担金のご決定と平成 21 年度以降の負担率についてご理解を頂いたところであります。

このことから、平成 21 年度の負担率は、一般職は千分の 20 上げ、千分の 190 としてご提案いたしますが、特別職につきましては、今回、退職手当支給率を下げるための条例改正を予定しており、その支給率から所要の負担金を試算した結果、先に想定されていた千分の 10 の上げは必要ないとおもわれますので、前年度と同率の千分の 320 でご提案いたしました次第であります。

なお、既にご承知のとおり、「第 2 次一般職負担率改定計画の再見直し」においては、負担率の上昇を極力抑えるため、基金の取崩し充当を行うこととしておりますが、その結果、基金残高が危険な水準になることも想定されますので、従来は概ね 3 年に 1 度行っていた財政診断を、今後は新年度を含め、当分の間、毎年度実施することも想定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、平成 20 年度一般会計予算の概要について、概略をご説明いたします。

まず、歳出でございますが、歳出総額の 99.6%を占める給付費につきましては、特別職分において前年度当初予算との対比で 6.5%の増額とし、一般職においては定年退職者の増加が見込まれることから前年度対比 2.2%の増額として予算計上いたしております。

また、一般経常経費、積立金、公債費につきましても、それぞれ所要の予算措置をいたしております。

一方、歳入におきましては、その 86.5%を占める市町村負担金のうち、普通負担金につきましては、先にご説明いたしましたとおり、新年度における一般職負担率の改定を見込み計上いたしました。

また、事前納付金では、事前に取りまとめた希望納付率による試算結果に基づき予算計上いたしており、その他、追加負担金、脱退清算納付金につきましても、それぞれ所要額を見込み計上いたしております。

更に、財産収入、諸収入など、それぞれ予算計上した結果、不足する財源につきましては基金からの繰入金に求めることとし、これらの結果、平成 21 年度一般会計の当初予算総額を歳入歳出それぞれ 358 億 3,883 万 1 千円に定めようとするものであります。

次に、人事案件であります。これは組合長の諮問機関であります運営委員会が現在 1 名欠員となっておりますので、その選任について議会の同意を頂くと言った案件であります。

以上、提出議案等の概略について申し述べましたが、詳細につきましては事務局長等をして説明いたさせますので、よろしくご審議をいただき、いずれも原案通りご決定賜りますよう、お願い申し上げます。